



モトローラ・モビリティ・サプライヤー向け事業行動規範v1.0（2014年2月）

モトローラ・モビリティ（以下「モトローラ」）サプライヤー向け事業行動規範は、当社の第三者サプライヤー（以下「サプライヤー」）に対する法的要件および企業の社会的責任（CSR）要件を定めるものです。サプライヤーは、その全ての活動において、サプライヤーが活動する国の法律、規則および規制に完全に従って活動し、この要件を遵守し、当社のサプライヤー向け事業行動規範を自らのサプライヤーに通知します。当社のサプライヤー向け事業行動規範には、「CSR基準」、「倫理要件」、および「責任ある鉱物調達」という3つの主要セクションにより構成されています。

1. **CSR基準** は、当社の第三者サプライヤーが遵守すべき要件を定めています。これには、電子業界CSRアライアンス®（Electronic Industry Citizenship Coalition: EICC®）行動規範、国際労働機関条約、世界人権宣言、国連のビジネスと人権に関する指導原則の各側面が含まれています。モトローラのCSR基準は、当社の全てのサプライヤーに対して、その事業およびサプライ・チェーンにおける労働環境が安全であること、全ての労働者が敬意と尊厳をもって処遇されること、ならびに事業活動が環境面で責任のあるものであり、倫理的に行われることを確実にするよう求めています。当社は、これらの要件のサプライヤーの遵守を評価し、調達および調達決定を行うにあたり考慮します。

A. 労働

サプライヤーは、労働者の人権を擁護し、尊厳と敬意をもって労働者を処遇することを約束します。このことは、一時労働者、出稼ぎ労働者、学生労働者、請負労働者、直接雇用従業員およびその他の種類の労働者を含む、全ての労働者に適用されます。サプライヤー向けの労働要件は以下のとおりです。

1. 強制労働—サプライヤーは、強制労働、債務保証契約に基づく労働（債務による束縛を含む）、年季契約労働、強制的囚人労働、奴隷または人身売買による労働を用いてはならない。サプライヤーは、個人文書（例えば、政府発行の身分証明書、旅券または労働許可証）の利用を保証し、募集および／または雇用の手数料および経費を代理店に支払うこと。
2. 児童労働—サプライヤーは、現地の法律の定義、または15歳のうち最も高いいずれかの年齢の者による児童労働を用いてはならない。
3. 労働時間—サプライヤーは、全ての適用される現地および国の労働時間および時間外労働に関する法律を遵守し、緊急かつ異例の状況にある場合を除き、1週間あたり60時間に上限を設定すること。サプライヤーは、7日あたり満1日の休日を保証すること。
4. 賃金および給付—サプライヤーは、全ての適用される現地および国の賃金および給付に関する法律を遵守すること。
5. 労働者の酷使—サプライヤーは、従業員の酷使に関する全ての適用される現地および国の法律を遵守し、労働者に対する苛酷で非人道的な処遇（性的嫌がらせ、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な強制、または暴言を含む）がないこと。



6. 差別—サプライヤーは、雇用および雇用実務において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、民族性、障害、妊娠、宗教、政治的所属、組合への加盟または婚姻関係に基づく差別を行わないこと。
7. 結社の自由—サプライヤーは、結社および団体交渉の自由に関する全ての適用される現地および国の法律を遵守すること。自由に連携し、代表を求め、労働者の会議に参加する労働者の権利が尊重されること。
8. 法律および規制—サプライヤーは、当社の製品および供給物の製造および販売、ならびに当社に対するサービスの提供において、全ての適用される法律、規則、規制および要件を遵守すること。

B. 健康および安全

サプライヤーは、安全で健康的な労働環境が、労働関連上の傷病発生を最小化するだけでなく、製品およびサービスの品質、生産の一貫性、ならびに労働者の定着率および勤労意欲を高めることを認識します。サプライヤーは、全ての適用される現地および国の健康および安全に関する要件を遵守し、以下の要件が満たされることを保証します。

1. 職業の安全 適切な設計上、工学上および運営上の管理、予防保守および安全な作業手順、ならびに継続的な安全研修によって、潜在的な安全面の危険に労働者がさらされるリスクが抑制されること。
2. 緊急事態に対する準備 サプライヤーは、以下を含む緊急時計画および対応手続きを実施すること。例) 緊急事態報告、従業員への通知および従業員避難手続き、労働者の研修および訓練、適切な火災検知および消火装置、適切な出口施設ならびに復旧計画。
3. 業務上の傷病 労働災害や職業性の傷病の予防、管理、追跡および報告のための手続きおよびシステムが実施されること。
4. 産業衛生 化学的、生物学的および物理的な薬品への労働者の曝露が特定、評価および抑制されること。
5. 肉体労働 身体的に負荷のかかる業務の危険性に労働者をさらすこと（手作業による材料の処理、および過酷または反復的な持ち上げ作業、長時間の立ち仕事、ならびに非常に反復的または力を要する組立て作業を含む）を特定、評価および管理すること。
6. 機械に関する安全防護対策 機械により労働者が負傷する危険性がある場合、物理的な安全装置、インターロックおよび障壁が設置され、適切に保守されること。
7. 衛生設備と食品 清潔なトイレ施設、飲料水および衛生的な食品の準備、貯蔵、ならびに食堂を労働者が手近に利用できること。
8. 住宅 サプライヤーまたは労働者の仲介業者が提供する労働者用の寮またはその他の住宅は、清潔かつ安全に維持されており、適切な非常出口および防火／消火設備、入浴およびシャワー



用の温水、適切な暖房および換気、ならびに適切な出入りの権利のある合理的な個人空間を備えていること。

C. 環境

サプライヤーの事業においては、地域社会、環境および天然資源に対する悪影響（および潜在的な悪影響）が最小化されるとともに、一般市民の健康および安全を保護します。サプライヤーの環境の要件は以下のとおりです。

1. 環境に関する許認可および報告 必要とされる全ての環境に関する許可、承認および登録が取得および維持され、最新の内容に保たれ、その運用および報告の要件が遵守されること。
2. 汚染防止と資源削減 発生源において、または生産、保守および設備プロセスの改良、原料の置換え、節約、ならびに原料のリサイクルおよび再利用等の実践によって、水およびエネルギーを含む全ての種類の浪費が削減または排除されること。
3. 有害物質 環境に放出された場合に危険を生じる化学物質およびその他の物質は、その安全な取扱い、移動、貯蔵、使用、リサイクルおよび再利用ならびに処理を確保するように特定され、管理されること。
4. 排水および固形廃棄物 業務上発生した排水および固形廃棄物は、排出または処理の前に、必要に応じて、特性評価、監視、管理および処理が行われること。
5. 大気への放出 操業により発生する空気は、排出の前に、必要に応じて特性評価、監視、管理および処理が行われること。
6. 製品含有物質の規制 サプライヤーは、
<http://responsibility.motorola.com/index.php/suppliers/materialdisclose/> のモトローラの管理報告対象原材料の開示の要件に定める全ての適用される法律、規制および要件を厳守すること。
さらに、サプライヤーは、サプライヤーの製品が、
<http://responsibility.motorola.com/index.php/suppliers/materialdisclose/ozonedepleting/> のサプライヤーODCフォームに記載するオゾン層破壊化学物質を使用して製造されておらず、当該オゾン層破壊化学物質と接触していないことを年1回モトローラに証明すること。

D. 企業倫理—全ての事業上の交流において、最高の倫理水準が維持されます。サプライヤーは、あらゆる形態の贈収賄、不正行為、強要および横領（賄賂の約束、申し出、提供または受入れを含む）を禁止する容認ゼロ方針を採用します。

E. 遵守の証明—サプライヤーは、モトローラの要請に応じて、かつモトローラが満足するように、モトローラ行動規範の遵守を証明し、持続的な遵守を確実にするための管理システムを確立することが可能でなければなりません。

2. 倫理要件—サプライヤーおよびその代理人は、その事業において、以下を含む最高の倫理水準を維持します。

モトローラ・モビリティ・サプライヤー向け事業行動規範 v1.0 (2014年2月)



- A. **企業倫理** 全ての事業取引が透明性をもって実行され、サプライヤーの取引帳簿および記録に正確に反映されること。反不正行為法の遵守を確実にするため、サプライヤーにより監視および強制の手続きが実施されること。
- B. **不適切な利益の禁止** 賄賂または不当もしくは不適切な利益を得るためのその他の手段が提供または受領されないこと。
- C. **情報の開示** 事業活動、組織、財務状況および業績に関する情報が、適用される規制および一般に行われている業界慣行に従って開示されること。記録の偽造またはサプライ・チェーンにおける状況もしくは慣行の不実記載が禁止されること。
- D. **知的財産** 知的所有権が尊重されること。技術およびノウハウの移転は、知的所有権を保護する形で、モトローラとサプライヤー間の適用される契約に基づく最も厳しい情報保護要件に従って行われること。
- E. **公正な取引、広告および競争** 公平な取引、広告および競争の基準が維持されること。モトローラとサプライヤーの間の適用される契約に基づく最も厳しい情報保護要件に従って、顧客情報を保護する適切な手段が利用可能であり、かつ利用されること。
- F. **個人の識別情報の保護** サプライヤーおよび従業員の公益通報者の秘密および保護を確保するプログラムが維持されること。
- G. **プライバシー** サプライヤーは、自らの供給業者、顧客、消費者および従業員を含む全ての取引相手の個人情報に関する合理的なプライバシー情報を保護するよう取り組むこと。サプライヤーは、個人情報収集、保存、処理、送信および共有される場合、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法律および規制の要件を遵守し、モトローラとサプライヤーの間の適用される契約に基づく最も厳しい情報保護要件を遵守すること。
- H. **報復禁止** サプライヤーは、その職員が報復を恐れることなく懸念を提起できるようにするための周知された手続きを有すること。

3. 責任ある鉱物資源の調達—モトローラは、ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法（ドッド＝フランク法）の規定および同法に定める紛争鉱物に関する対応する施行規則（証券取引委員会が公布する規則を含む）の遵守を証明することを意図しています。

- A. 上記の遵守を支援するため、サプライヤーは、紛争鉱物の供給源および管理責任の流れに関する正確な報告が可能となるよう、ドッド＝フランク法が要する全てのデュー・デリジェンスを行います。
- B. サプライヤーは、デュー・デリジェンス対策をモトローラが定める書式に記載し、コンプライアンス情報の要請に適時に対応します。
- C. サプライヤーは、本条項の遵守を保証し、サプライヤーが製造する製品中のタンタル、スズ、タングステンおよび金が、コンゴ民主共和国または隣接国における深刻な人権侵害の加害者である武装グループに対する直接的または間接的な資金提供または利益供与とならないことを合理的に保証するための方針を採用します。



付属書類1

評価および解決の要件

社会的および環境的な責任および企業倫理を促進するには、サプライヤーによる本サプライヤー向け事業行動規範の遵守を正式に評価および監視し、継続的に問題を解決することが重要です。サプライヤーの評価および解決の要件は、以下のとおりです。

- 1. 監査** モトローラは、CSR基準ならびに関連する法律、規則および法令のサプライヤーによる遵守についての現場監査（「CSR監査」という）を行い、これを行うために第三者を雇用することができ、モトローラとの間でサプライヤーが契約中である条件にかかわらず、上記のCSR監査は、通知なしに行うことができる。現場監査中、サプライヤーは、監査人が全ての要請された記録を利用し、事業の物理的領域に立ち入ることを認め、従業員／労働者の面接のための無作為サンプリングを認めることが期待されること（但し、これらの活動のいずれかが、特定の顧客要件によって制限される場合を除く）。サプライヤーは、監査要件を自らのサプライヤーに転嫁するための合理的な努力を行い、請求があり次第、上記の権限をモトローラに委譲すること。サプライヤーがCSR監査の容認またはCSR監査への協力を拒否した場合、通知の有無にかかわらず、サプライヤーは、その後の監査の費用とともに、拒否された監査または非協力的な監査に関連する全ての経費を支払い、モトローラはビジネス・エスカレーションを開始することができること。
- 2. 解決** 最初のCSR監査は、モトローラの費用負担により行われる。最終会議において概略が示された成績不振をCSR監査が示した場合、特定された調査結果の解決を確認するために行われる全ての終了確認監査は、サプライヤーの費用負担によるものとし、最初の監査から1年以内に行われること。モトローラがそのCSR監査から不遵守の調査結果または領域を特定した場合、サプライヤーは、リモート検証を通じて、かつ／または現場の終了検証監査によって、モトローラが指定する第三者により問題が承認されるまで、オンラインの是正および予防措置（CAPA）システムを通じて、アクション・プランおよびCAPAの実施を文書で証明することを約束するよう要求されること。
- 3. ビジネス・エスカレーション** サプライヤーが監査を拒否し、または監査に協力せず、本サプライヤー行動規範の要件を満たさない場合、モトローラは、ビジネス・エスカレーション手続きを開始することができ、これには、モトローラの裁量により、エスカレーション会議、新たな取引を認めない決定、または上記のサプライヤーからの商品もしくはサービスの受領に関する関連契約の終了が含まれる場合があること。
- 4. 研修要件** サプライヤーは、モトローラの決定により、サプライヤーになってから合理的な期間内に、以降は毎年またはモトローラの要求に応じて、オンラインまたは講師主導のモトローラ・サプライヤー向け行動規範研修に参加することを要求される。サプライヤーは、関連する職務責任を負う全ての従業員が上記の研修に参加することを保証すること。